

光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会（第2回）

議事要旨

1. 日時

令和6年2月16日（金）17:00～19:00

2. 場所

Web会議

3. 出席者（敬称略）

（1）構成員

新美座長、関口座長代理、江黒構成員、桑津構成員、
池田構成員（株式会社NTTドコモ）、井上構成員（東日本電信電話株式会社）、
小林構成員（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）、
佐々木構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）、
鈴木構成員（ソフトバンク株式会社）、関川構成員（KDDI株式会社）、
藤本構成員（西日本電信電話株式会社）、鬼木構成員（送配電網協議会）、
鹿野構成員（東京電力パワーグリッド株式会社）、
松本構成員（関西電力送配電株式会社）、安部構成員（東日本旅客鉄道株式会社）、
富岡構成員（一般社団法人日本民営鉄道協会）、
藪内構成員代理（西日本旅客鉄道株式会社）

（2）オブザーバ

関係府省：

内閣府規制改革推進室、資源エネルギー庁電力基盤整備課、
国土交通省鉄道局技術企画課

要望事業者：

株式会社TOKAIコミュニケーションズ、ビー・ビー・バックボーン株式会社

（3）事務局（総務省）

木村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、竹内料金サービス課課長補佐、小川基盤整備促進課課長補佐、岡本基盤整備促進課係長

4. 議事

(1) 事業者ヒアリング

- ①東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
- ②株式会社NTTドコモ及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ③KDDI株式会社
- ④ソフトバンク株式会社

(2) 意見交換

5. 議事の経過

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社より規制改革推進に関する中間答申（令和5年12月）に対する意見等について説明が行われ、意見交換を行った。会合の中における主な意見は以下のとおり。

① 光ファイバ・収容空間情報の開示の対象者や開示のあり方について

- ・ マンホールも位置情報が目視で確認できることから、電柱同様に情報開示が可能なのではないかという意見があったが、電柱と管路では重要性が異なる。電柱は引込みの部分まで視認可能であるが、管路については、マンホール間の繋がりは外からは分からないようになっている。重要設備や基地局等について、電柱から引き込みを行っているケースは少なく、管路や地下経路を通して引き込んでいるのが実態であることから、当該経路を明らかにすべきではない。
- ・ 管路等の使用に関して、特定のポイントの回避や異経路の選定に関する要望を受けることが多いことから、セキュリティリスクには配慮しつつ、事業者からの要望を踏まえて可能な限り柔軟に対応したい。
- ・ 冗長性確保に関して、中継光ファイバについては異経路構成が可能な場合は既に異経路とする対応を可能としているが、それに加えて、既に要望事業者が保有しているルートやクロスポイントを教えていただければ、それを避けた経路の設定についても柔軟に対応したい。
- ・ 光ファイバについては、他社の管路を借りてネットワークを構築している関係上、他社の設備状況を開示することと同義であり難しい。相対であれば必ずしも不可能ではな

いが、関係各社との契約内容に基づく連携が必要になる。

- 昔のように都内をつなぐというのであれば、NTT東日本・西日本だけで対応できるかもしれないが、今回は、地方にデータセンターを分散するという趣旨だとすると、中継回線についても、課題が多いのではないか。中継系を積極的に貸与いただける方が見当たらないとすると、フレームワークを検討しないといけないのではないか。
- 冗長性確保において、クロスポイントを避けたい経路の設定に関して、ご要望であればコンサルティングも含めてやらせていただきたいと思っている。なお、構成したルートにクロスポイントがないことについて回線の利用者等に根拠を説明する必要があるのであれば、ルートの位置情報は開示できないが、クロスポイントがないことを書面として出すこと等含め検討したい。

② 安全保障やセキュリティ、公益事業者の経営上の秘密に関する留意について

- 情報の開示対象者を認定電気通信事業者にするという意見に関して、電気通信事業法における電気通信事業者の認定要件を踏まえると、当該線引きが適切であるか疑問。セキュリティクリアランスの観点から、認定電気通信事業者か否かで線引きするのが正しいかどうか議論する必要があるのではないか。
- 地中に埋設されている管路に対するテロ行為等のリスクがどの程度あるのか疑問に感じた。また、異経路による冗長性が確保されていれば、テロ行為を含む事故や工事等に伴う障害による通信のダウンにも対応できると考えている。
- 情報開示については、テロに対する備えや共用している他社情報が流出するリスク等様々な危険性があり、抑制的な開示をすべきという各社説明には納得感がある。特に、ネットワークは1か所でトラブルがあるとネットワーク全てに影響する可能性が高いため、サービスに与える影響が甚大であることが非常に懸念される。

③ 情報の開示に係るプラットフォームのあり方について

- 国が各事業者の窓口情報を集約することに関与するのは好ましくない。

④ 光ファイバ・収容空間の貸与に係る手続の円滑化について

- 現在、申請様式の統一化について、管路等の貸し出し実績の多い事業者を中心としてひな形を作ることで、少なくとも電気通信事業者間における書式の統一については早々

に解決を図れるのではないか。

- ・ 光ファイバや管路に関する非常にセンシティブでセキュリティ上重要な情報を扱うものであるため、様式の統一化にあたっては、悪意ある者を排除できるスキームについて検討が必要ではないか。

⑤ データセンター事業者へのヒアリングについて

- ・ データセンターの地方分散を進める上で、地方におけるデータセンターにおいてどの程度の容量のデータが扱われるのか、データセンターの用途として「高火力」のGPUを使用するのか、クラウドサービスに用いるのか等についてデータセンター事業者にヒアリングするのが良いのではないか。
- ・ 大手のデータセンター事業者に対して、国内におけるネットワーク間の通信の需要や地域分散の需要、光ファイバの需要（芯線数・物理的な距離等）について確認するのが良いのではないか。
- ・ 外資系企業を中心としたデータセンター事業者のニーズとして、3ルート以上を構築し、それぞれが重複しないルートであることを求めるケースがある。そのため、2ルートだけを構築すれば解決するわけではないことを留意すべき。

※意見を踏まえ、事務局にてデータセンター事業者に対して回答を求めることとした。

⑥ 本検討会における検討の範囲について

- ・ 本検討会ではデータセンターの地域分散や地方ビジネスの誘致等の方策に関する議論ではなく、投資の促進のため、具体的なニーズに基づき、光ファイバ・収容空間情報の開示の対象者や開示の在り方、光ファイバ・収容空間の貸与に係る手続の円滑化等について実務・運用的な議論を行う場であることについて再認識すべき。

(以上)